

犬等の輸出入手続について

増田真人[†]（農林水産省動物検疫所感染症対策専門官）



1 はじめに

我が国における犬等の輸出入に係る検疫手続は、昭和25年に制定された狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬の輸出入検疫規則により農林水産省動物検疫所が、犬を対象として実施していた。平成11年10月、海外から輸入される動物の多様化に伴い、犬以外の動物により狂犬病が我が国に侵入する危険性を無視できないことから、犬に加えて猫、あらいぐま、きつね及びスカンクを検疫対象動物として追加するため、規則が改正され、犬等の輸出入検疫規則（平成11年10月1日農林水産省令第68号）が定められ、平成12年1月1日に施行された。さらに、平成16年11月、当時のペットブームにより予防注射の効果が十分期待できない幼齢犬の輸入が増加していることを背景に、狂犬病侵入のリスク分析の結果を踏まえ犬等の輸入検疫をよりの確なものとするため、犬、猫、あらいぐま、きつね及びスカンク（以下「犬等」という。）の輸入検疫制度が抜本的に見直された。また、平成22年4月、見直しから5年経過したことを踏まえ、問題点等を整理し、犬等の輸出入検疫規則の一部が改正された。

今回は、犬等の輸出入検疫規則について獣医師の皆様

を始め広く情報を提供できるよう現行の犬等の輸出入検疫手続及び犬等の輸出入検疫規則の一部改正について紹介する。

2 検疫の対象となる犬等の動物種

検疫の対象となる犬等の動物種は表1に示した動物及びその1代雑種となっている。

3 犬及び猫の輸入検疫の手続について

海外から犬及び猫を我が国に連れて入る（輸入する場合、以下のとおり到着前に準備を済ませると、係留期間が最短（12時間以内で家畜防疫官が必要と認める期間）となり、着いたその日に輸入が可能となる。準備に不備があると最大180日間の係留が必要となる。

(1) 輸入検査の手続の流れ（図1）

ア 輸出国での準備

- (ア) 輸入する犬及び猫をマイクロチップにより確実に個体識別し、以下の証明書を取得する。
 - a 狂犬病清浄国・地域である指定地域（表2参照）からの輸入
 - (a) 当該犬等が狂犬病にかかっていず、又は狂犬病にかかっている疑いがない旨
 - (b) 当該地域に過去2年間狂犬病の発生がなかった旨

表1 対象となる犬等の動物種

動物種	科	属	種	学名*
犬	イヌ科	イヌ属	イエイヌ	Canis familiaris
猫	ネコ科	ネコ属	イエネコ	Felis catus
あらいぐま	アライグマ科	アライグマ属	全種	Procyon.sp
きつね	イヌ科	キツネ属	全種	Vulpes.sp
		クルペオギツネ属	全種	Dusicyon.sp
		ホッキョクギツネ属	全種	Alopex.sp
		オオミミギツネ属	全種	Otocyon.sp
スカンク	イタチ科	スカンク属	全種	Mephitis.sp
		マダラスカンク属	全種	Spilogale.sp
		ブタバナスカンク属	全種	Conepatus.sp

※出典：世界哺乳類和名辞典（平凡社、1998年）

[†] 連絡責任者：増田真人（農林水産省感染症対策専門官）

〒235-0008 横浜市磯子区原町11-1 ☎045-751-5923 FAX 045-754-1729
E-mail : masudama@aq.s.maff.go.jp

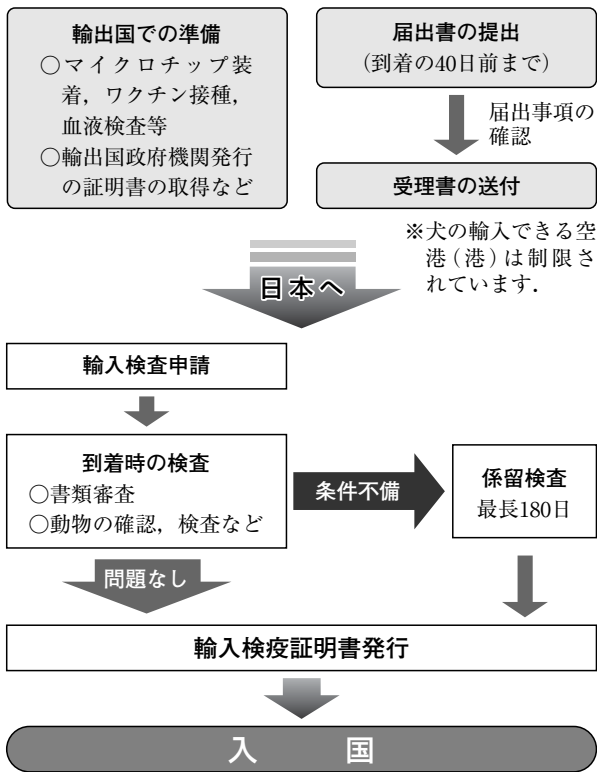


図1 輸入検査の流れ

- (c) 出生以降又は過去6カ月間狂犬病清浄地域に滞在していた旨を記載した輸出国政府機関発行の発行する証明書。
- b 指定地域以外の地域からの輸入（図2参照）
- (a) 2回以上の狂犬病の予防注射（91日齢以上の犬等に接種、30日以上有効期間内の間隔で2回以上）を行っている旨*
- (b) の後、狂犬病の抗体価の検査を行い0.5IU/ml以上の抗体価を保有している旨
- (c) 狂犬病及びレプトスピラ病（犬のみ）にかかっていないか又はかかっている疑いがない旨を記載した輸出国政府機関発行の発行する証明書及び
- (d) (b) の検査の採血後、180日間の輸出前の待機
 ※平成22年4月15日に施行された犬等の輸出入検疫規則の一部改正により、マイクロチップ装着前に接種された狂犬病予防接種歴を条件つきで受け入れることができる場合がある（後述の6の(3)を参照）
- (イ) 犬等が到着する40日前までに輸入しようとする犬等の種類及び数量、輸入の時期及びその場所等必要な事項を動物検疫所に届け出る。
- 届出が提出された動物検疫所では、準備状況を確認するとともに、係留が必要な場合、係留予定期間及び到着予定時期の係留施設の空き状況等を確認し、輸入者に「動物の輸入に関する届出受理書」を

表2 指定地域（狂犬病清浄地域）

指定地域
（狂犬病の発生がない地域として農林水産大臣が指定した地域）
台湾、アイスランド、アイルランド、ノルウェー、英国（グレートブリテン及び北アイルランドに限る.）、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー諸島、ハワイ、グアム

交付する。動物の収容状況等によっては、輸入の場所、輸入時期を変更してもらう場合もある。なお、届出受理書は犬等の搭載時に航空会社等輸送機関に提示することとなっている。

イ 日本到着後の流れ

日本に到着したら、犬等を輸入しようとする者は、輸入検査申請後、到着時検査を受ける。到着時検査では書類審査、個体確認、臨床検査を実施する。これらの検査で問題がなければ輸入検疫証明書を発行し、合格した犬等は日本に入境できる。

(2) 係留検査

係留検査は動物検疫所の係留施設で実施する。ただし、盲導犬や介助犬など特別な事情がある場合は、持ち出しが許可される場合もある。

動物検疫所では、ここに紹介している犬等の輸出入検疫規則及びその他検疫手続についてホームページにて詳細に紹介している。

・指定地域からの輸入：

<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/import-free.html>

・指定地域から日本に輸入される犬等の輸入に関する手引書：

<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/pdf/guidefree100415.pdf>

・指定地域以外の地域からの輸入：

<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/import-other.html>

・指定地域以外の地域から日本に輸入される犬等の輸入に関する手引書：

<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/pdf/guidenonfree100415.pdf>

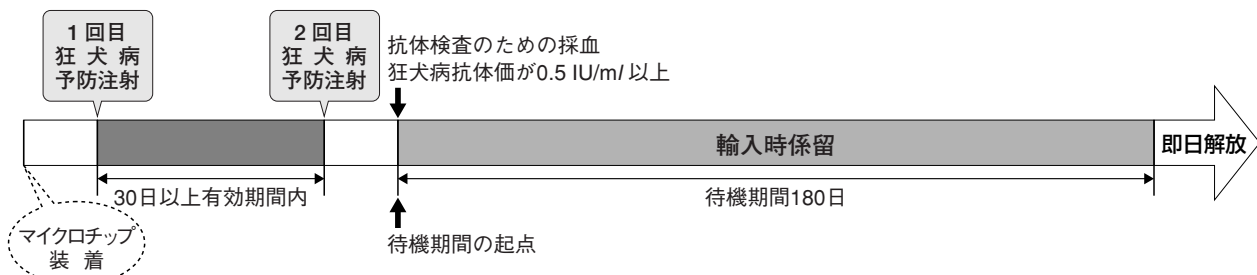
4 あらいぐま、きつね及びスカンクの輸入検疫手続

(1) 狂犬病清浄国・地域である指定地域からの輸入

上記3「犬及び猫の輸入検疫の手続について」の(1)の①のアの(ア)に準じる。

(2) 指定地域以外の地域からの輸入

到着後180日間の係留となる。



非清浄地域から輸入される犬猫については、

- ・マイクロチップ装着による個体識別がなされている
- ・個体標識後、30日以上有効期間内の間隔で2回以上の狂犬病ワクチン接種がされている
- ・ワクチン接種後、狂犬病の抗体検査を実施し、狂犬病抗体価が0.5 IU（国際単位）/mI以上ある
- ・採血日から180日以上経過し、かつワクチンの有効期限以内にある、ものについては、12時間以内の係留となります

図2 マイクロチップ装着から始める指定地域以外の地域から輸入される犬猫の輸入準備

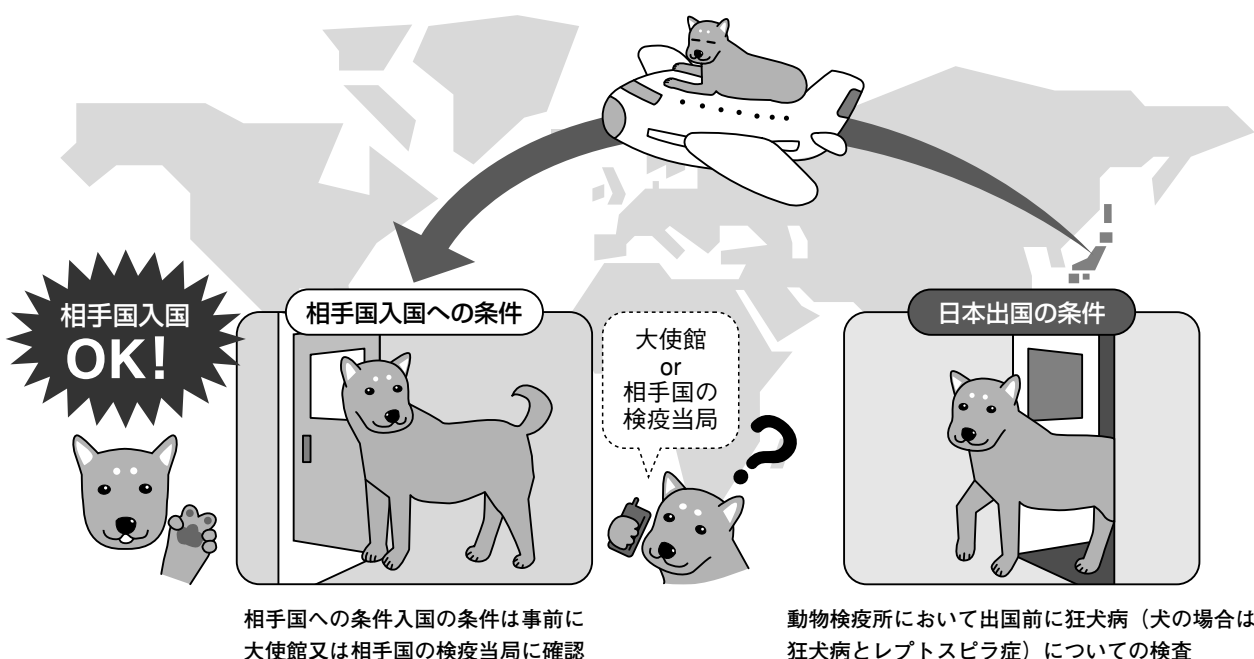


図3 輸出検疫

5 犬等の輸出検疫の手続きについて

海外へ犬又は猫を連れていくときは、以下の日本を出るための条件と相手の国に入るための条件を満たす必要がある（図3参照）。

(1) 日本を出るための条件

動物検疫所において輸出前に狂犬病（犬の場合は狂犬病とレプトスピラ症）についての検査を受けなければならない。なお、検査を受けるに当たっては、事前（7日前までに）に動物検疫所に輸出検査申請書を提出する必要がある。

輸出検査証明書に獣医師のサインが必要ないアメリカ合衆国、韓国などへ出国する場合で、獣医師家畜防疫官の検査受付時間以外に検査を希望する所有者には、検査時に開業獣医師発行の健康診断書を提出するようお願いしている。

(2) 相手国に入るための条件

相手国への入国の条件を事前に相手国の大使館又は検疫当局に確認し、日本を出るための条件以外に検査、処置等が必要な場合がある（大使館連絡先リンク：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/emblist/index.html>）。

ア 健康証明書が必要な場合

輸出検疫が終了すると（1）により輸出検疫証明書を発行する。

イ 狂犬病などの予防注射、投薬などの証明が必要な場合

予防注射や投薬など検査を受けた動物病院の開業獣医師から、証明書を取得し、輸出検査時にその証明書を提出すれば、その内容を輸出検疫証明書に記載する。

特に、イギリス、オーストラリア、シンガポール、香港、ニュージーランドに輸出する場合は、相手国が

ら要求されている試験項目があり，動物病院の開業獣医師の協力も必要となる（参考／犬・猫を輸出するには：<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/aq12-1.html>）。

6 我が国から輸出され短期滞在の後，我が国に輸入される犬等の手続について

最近では，海外赴任や旅行に犬，猫を同伴し，日本から海外に出国して短期間で帰国する人がある。帰国時の輸入検疫における係留期間を最短にするためには，日本出発前から準備を始め，滞在国でも必要な手続をとる必要がある。

(1) 日本における手続

指定地域のみ滞する犬等については，②～④の措置が必ずしも必要ない。

ア マイクロチップの装着*

ISO（11784及び11785）規格のマイクロチップを装着する。

イ 狂犬病予防注射

アの後，狂犬病不活化ワクチンを接種する（生後91日齢以上で接種すること）

ウ 狂犬病予防注射の再接種

イから30日以上，1年以内に狂犬病不活化ワクチンを再接種する。

エ 採血及び狂犬病の抗体価測定

ウの後，血液を採取し，日本が指定する検査施設で狂犬病の抗体価検査を受ける（0.5IU/1ml以上であること）。検査結果は採血日から2年間有効である。

オ 輸出検査の事前連絡

事前（7日前まで）に輸出検査を受ける動物検疫所に連絡する。

カ 輸出検査（日本からの出発）

動物検疫所での輸出検査時にア～エについて記載された開業獣医師及び検査施設発行の証明書を提出し，動物検疫所発行の輸出検疫証明書を取得する。

※平成22年4月15日に施行された犬等の輸出入検疫規則の一部改正により，マイクロチップ装着前に接種された狂犬病予防接種歴を条件つきで受け入れることができる場合がある（7の(3)を参照）

(2) 滞在国における手続

ア 輸入の届出

日本到着の40日前までに到着予定空港（港）を管轄する動物検疫所に届け出る。

イ 出発前の検査

滞在国出発前に検査を受け，狂犬病（犬の場合は狂犬病とレプトスピラ症）にかかっていない，又は，かかっている疑いがないことについての輸出国政府機関発行の健康証明書を取得する。

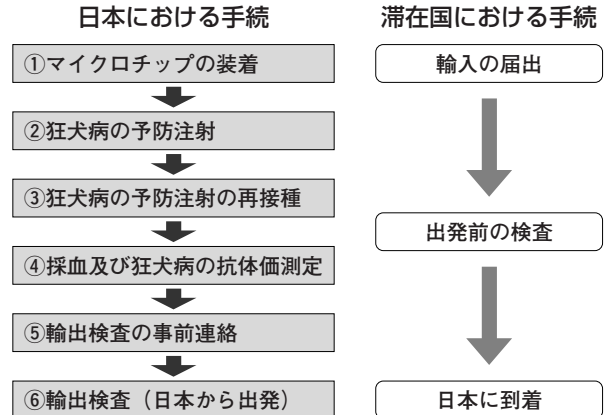


図4 我が国から輸出され短期滞在の後，我が国に輸入される犬等の手続

なお，指定地域の場合，以下の証明が必要となる。

- ・日本から輸出された後，指定地域のみにおいて飼養されていたこと
- ・当該指定地域に過去2年間狂犬病の発生がなかったこと

ウ 日本に到着

上記イの輸出国政府機関発行の健康証明書と（1）のカの動物検疫所発行の輸出検疫証明を確認できた場合，係留期間は最短となる。

(3) 注意事項

日本到着までに狂犬病予防注射の有効免疫期間が切れる場合，有効免疫期間以内に追加接種が必要である。

日本到着が日本で採血した日から2年を超える場合，採血日から2年以内に再度採血し，検査する必要がある。

関係書類の内容に不備がある場合，最長180日間の係留検査が必要である。

【参考】

①短期間の旅行：

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/qanda/dogcatqaex.html#3>

②短期滞在（指定地域以外の地域）：

<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/shortstay.html>

7 犬等の輸入検疫制度の一部改正について

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬等の輸入検疫について，最近の輸入検疫実績及び国際基準の見直しを踏まえ，「犬等の輸出入検疫規則（平成11年農林水産省令第68号。以下「省令」という。）及び「平成16年農林水産省告示第1819号（以下「告示」という。）」の改正を行い，平成22年4月15日に施行された。改正の内容は以下のとおりである。

(1) 輸入動物の係留を不要とする例外事項の追加（省令改正）

実際の輸入が，抗体検査の採血日から2年以内ででき

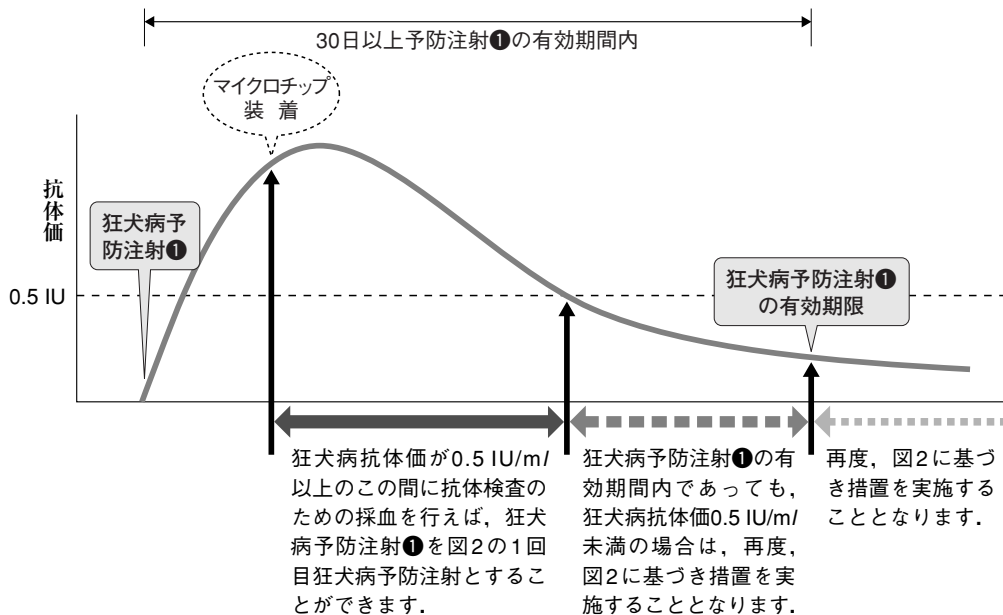
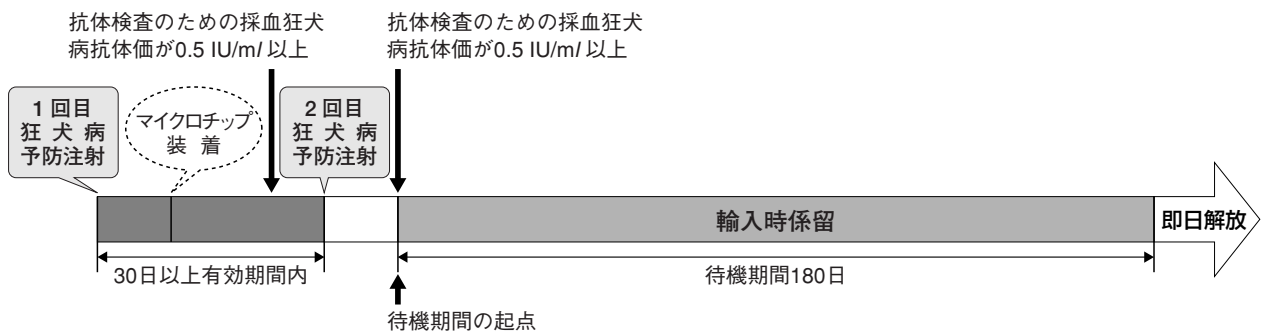


図5 マイクロチップ装着前の狂犬病予防注射が認められる場合



- 条 件
マイクロチップ装着前の狂犬病予防注射（予防注射）を接種し、30日以上経過し、有効期間内の犬又は猫。
- 認められる場合
マイクロチップ装着後、2回目狂犬病予防注射を接種するまでの間に抗体検査のための採血を実施し、狂犬病抗体価が0.5 IU/ml以上であった場合は、マイクロチップ装着前の狂犬病予防注射を図2の1回目狂犬病予防注射とすることができます。
- 短縮される期間
2回目狂犬病予防注射及び2回目狂犬病予防注射後の抗体検査のための採血を早急に行えば、2回目狂犬病予防注射を接種するまでの期間（最高で30日間）短縮されます。

図6 マイクロチップ装着前に狂犬病予防注射が認められ、手続きの日数が短縮する場合①

ない場合、再度抗体検査を実施する必要があるが、この場合、改正前の規定では、2度目の抗体検査の採血日から180日間待機・係留しなければならなかった。

今回の改正により、前回の抗体検査の採血日から180日以上2年以内に再度の抗体検査を行い、十分な抗体価を有していることが確認されたものは、必要な免疫を有すると考えられることから、待機・係留は要しないこととした。

(2) 使用できる狂犬病予防液（ワクチン）の追加（告示改正）

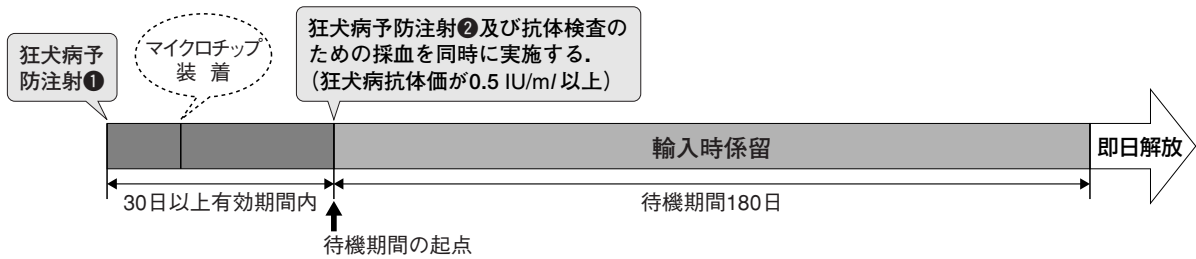
狂犬病の予防注射は、国際獣疫事務局（OIE）の基準に適合する不活化ワクチンに限定されていたが、平成

19年のOIEコード改正において、不活化ワクチンに加え、組換え型ワクチンが認められたことから、我が国においても不活化予防液に加えて、国際獣疫事務局の基準に適合する組換え型予防液の使用を認めることとした。

(3) マイクロチップ装着前の狂犬病予防接種歴の条件付きの受入れ（告示改正）

狂犬病非清浄国から犬・猫を係留検査なく日本へ輸入するためには、個体識別のためのマイクロチップを装着した後、30日以上1年以内の間隔をあけて、予防接種を2回実施し、その後抗体検査を行う必要がある（図2参照）。

今回の改正により、マイクロチップ装着前に行った狂



- 条 件
マイクロチップ装着前の狂犬病予防注射（予防注射）を接種し、30日以上経過し、有効期間内の犬又は猫。
- 認められる場合
マイクロチップ装着後、予防注射①の有効期間内に狂犬病予防注射（予防注射②）の接種及び狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査（抗体検査）のための採血を同日に実施し（マイクロチップ装着も同時でもかまいません）、抗体価が0.5 IU/ml 以上の場合は、その採血日が待機期間（180日）の起点となり、図2の2回目狂犬病予防注射を接種するまでの期間が短縮されます。
なお、抗体価が0.5 IU/ml 未満であったときは、「マイクロチップ装着から始める基本的パターン」に従い予防注射②を接種した後30日以上かつ有効免疫期間内に再度、狂犬病予防注射（予防注射③）を接種し、再度抗体検査を実施することとなります。
- 短縮される期間
2回目狂犬病予防注射を接種するまでの期間（最高で30日間）短縮されます。

図7 マイクロチップ装着前に狂犬病予防注射が認められ、手続きの日数が短縮する場合②（手続き日数をできるだけ短縮する）

表3 主要空港(港)を管轄する動物検疫所一覧

所 名	輸入空港(港)	電 話	FAX	電子メール
成田支所検疫第1課	成田国際空港	0476-32-6664	0476-30-3011	na-k1@aq.s.maff.go.jp
成田支所検疫第2課	成田国際空港	0476-34-2342	0476-34-2338	na-k2@aq.s.maff.go.jp
中部空港支所	中部国際空港	0569-38-8577	0569-38-8585	meiku@aq.s.maff.go.jp
関西空港支所検疫課	関西国際空港	072-455-1956	072-455-1957	ka-ken@aq.s.maff.go.jp
福岡空港出張所	福岡空港	092-477-0080	092-477-7580	fukuoka@aq.s.maff.go.jp
鹿児島空港出張所	鹿児島空港	0995-43-9061	0995-43-9066	kagosima@aq.s.maff.go.jp
沖縄支所	那覇港	098-861-4370	098-862-0093	oki-ken@aq.s.maff.go.jp

※お問い合わせは緊急の場合を除いて FAX 又は E-mail でお願いいたします。

犬病予防接種歴に関する輸出政府機関の証明書があり、マイクロチップ装着後の抗体検査で0.5IU以上の抗体価が確認された個体は、マイクロチップ装着前に上記の1回目の予防注射を受けたものとみなすことができる(図5, 6, 7)

【参 考】

指定地域以外の地域から日本に輸入される犬等の輸入に関する手引書：

<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/pdf/guidenonfree100415.pdf>

の別紙「2010年4月15日から認められた事項について」

8 ま と め

犬等の輸出入検疫手続の中で、特に4の「犬等の輸出入検疫の手続」及び5の「我が国から輸出され短期滞在后、我が国に輸入される犬等の手続」については開業獣

医師の協力が不可欠である。これらの手続について飼主から相談を受けて、疑問な点があれば、遠慮なく輸出入する空港等の動物検疫所に相談していただきたい(表3)。

現行制度が施行されて以来、事前の準備が整えば係留期間が12時間以内で済むようになったため、短期の海外旅行であっても犬・猫を持ち出す人が多くなった。短期滞在とはいえ、輸送は犬・猫にとって、ケージに入れられ長時間航空機に揺られる等することはストレスになる。犬・猫の年齢や性格、輸送時間、滞在期間などによっては健康リスクを伴う場合もあると考えられるので、普段から接している開業獣医師におかれては、犬等の輸出入検疫制度についてだけでなく、輸送の適否、鎮静剤の投与も含めた注意などの確かな指示をしていただけるようご協力をお願いしたい。